

# 高齢者や障害者の外出支援(タクシー代助成)

(2017年愛知自治体キャラバンまとめ)

※実施は51市町村(94.4%)  
 ※未実施は、瀬戸市、あま市、大治町  
 ※新規はなし

市町村名	実施	内容			2016年度 の助成実績	
		高齢者	障害者	要介護認定者		
合計	51	—	—	—	—	
1	名古屋市	○	助成なし	・福祉タクシー利用券:身体障害者手帳1・2級、愛護手帳1・2度、身体障害者手帳3級かつ愛護手帳3度、精神障害者保健福祉手帳1級 一乗車740円を上限として実際にかかった金額。 ※月8枚・年96枚を上限に交付。※人工透析で週3回以上の通院の場合は、月10枚・年120枚。 ・リフト付タクシー利用券:身体障害者手帳1・2級所持者のうち、外出時に車いす・ストレッチャーを使用する方。 1乗車2,200円を上限として実際にかかった金額。※月8枚・年96枚を上限に交付。 ※人工透析で週3回以上の通院の場合は、月10枚・年120枚。※障害者福祉特別乗車券との選択制	助成なし	18,140人
2	豊橋市	○	市内在住で70歳以上の方	・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ6歳以上70歳未満の方へ:電車・バス回数乗車券またはタクシー料金助成券2千円分を配布。 ・身体障害者手帳1～3級(下肢・体幹・視覚・内部障害)、療育手帳A～B判定、精神障害者保健福祉手帳1～2級の交付を受けている方で自動車税・軽自動車税の減免措置を受けていない方へ:上記に加え、タクシー料金助成券1万5千円分を、そのうち車いす利用者には、さらに介護券2千4百円分を配布。		高齢者 28,564人 障害者 2千円分:2,698人 1万5千円分:4,228人 2千4百円分: 2,698人
3	岡崎市	○	なし	身体障がい者手帳1級～3級・療育手帳A、B判定 ※自動車税・軽自動車税の減免を受けていない者	なし	4,808人
4	一宮市	○	90歳以上	身体障がい者手帳1～3級以上、療育手帳A、B判定、精神障害者保健福祉手帳手帳1.2級(9,404人)	実施していない	高齢者1,390人
5	瀬戸市	×				

市町村名		実施	内容			2016年度の助成実績
			高齢者	障害者	要介護認定者	
6	半田市	○	65歳以上で次の基準を満たす方・市民税非課税世帯の方・介護老人福祉施設、介護療養型医療施設及び有料老人ホームに入居していない方・介護保険の認定を受けた方で、障がい高齢者の日常生活自立度がAランク以上の方及び認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の方。 ※初乗り運賃の9割相当を助成するタクシー券を交付(年24枚)。要介護認定4・5の方は、使用後に追加交付可(さらに年24枚)	身体1・2級、療育A、精神1級の方。	左記、高齢者が対象。	高齢者：162人 障害者：336人
7	春日井市	○		福祉応援券①春日井市に住民登録がある人②春日井市に居住している人③次のa～eのいずれかを持っている人：a身体障がい者手帳精神障がい者保健福祉手帳(春日井市で手帳を管理している人のみ)b特定医療費受給者証(指定難病)c特定疾患医療給付事業受給者票d小児慢性特定医療費医療受給者証e被爆者手当(医療特別手当・健康管理手当・保健手当)証書※2016年8月より「福祉応援券」に制度変更し、誰もがタクシーを利用できるようにしました。		14,098人
8	豊川市	○	実施していない。	1 豊川市福祉タクシー料金助成事業 対象：①身体障害者手帳1・2級(身体障害者手帳の視覚・下肢・体幹の場合は1～3級)、②療育手帳A判定またはB判定、③精神手帳1・2級、助成内容：初乗料金の一部(500円)を助成(タクシー利用1回につき1枚使用可能)枚数：①②のA判定及び③で1級=56枚②B判定及び③2級=28枚 2 豊川市重度障害者用福祉タクシー料金助成事業 対象：身体障害者手帳1または2級かつ療育手帳A判定で、ストレッチャーを使用しなければ外出が困難な方 助成内容：年間60枚(60,000円分)配布(タクシー利用1回あたりの使用枚数の制限なし)	実施していない。	福祉タクシー 1,075人 重度障害者用福祉タクシー 12人

市町村名		実施	内容			2016年度の助成実績
			高齢者	障害者	要介護認定者	
9	津島市	○	非該当	身体障がい者手帳1～3級、療育手帳A・B、精神障がい者手帳1・2級、戦傷病者手帳特別項症～第5項症の方、被爆者健康手帳を所持する方タクシー利用1回につき1,000円以内を助成(500円助成券を年間最大24枚交付)	非該当	573人
10	碧南市	○		身体障害者手帳1～3級、療育手帳A又はB、精神障害者保健福祉手帳1・2級		388人
11	刈谷市	○	助成要件:要支援2又は要介護1以上で、市民税非課税世帯に属する在宅の人 助成内容:タクシー運賃(最大750円)を上限とした利用券を1ヶ月につき3枚	・助成要件:市内在住の身体障害者手帳1～3級所持者、療育手帳A・B判定所持者、精神保健福祉手帳1・2級所持者のうち、自動車税、軽自動車税の減免を受けていない人。助成内容:一般タクシー430円～750円、福祉タクシー小型2,310円～2,570円、中型2,680円～2,980円、普通3,100円～3,450円 大型 2,980円～4,200円を上限とした利用券を1ヶ月につき3枚	助成要件:要介護1以上で、特殊車両(車いす昇降機・寝台付き車両)の必要な65歳以上の在宅の人。助成内容:定額(車種・地域ごと)の利用券を1か月につき3枚	福祉タクシー 1,722人 高齢者タクシー 162人 介護タクシー 264人
12	豊田市	○		市内に居住し、次に該当する者。1乗車あたり乗車料金の半額まで。身体1・2級、療育A判定、精神1級は16,000円相当/年、身体3級、療育B、精神2級は12,000円相当/年、下肢4級、視覚4～6級は4,000円相当/年。	単身世帯、または世帯の構成者が以下の者のみである在宅のもの。ア、介護保険の要介護又は要支援の認定を受けているもの(第2被保険者を含む) イ、豊田市障害者タクシー料金助成規則(平成17年規則第7号)の対象者 ウ、18歳未満の者エ、その他、市長が特に認めた者	障がい者 9,454人 40,786,500円 要介護認定者: 1,641人
13	安城市	○		身体障害1～3級、知的障害A・B判定、精神障害1・2級	要介護1以上の人(障害者福祉タクシーを利用している人及び自動車税等減免を受けている人を除く。)が、医療機関や介護保険施設等へ通院、通所をするときに、車椅子用昇降機やストレッチャー用昇降機を装備した福祉タクシーを利用すると料金の一部を助成している。タクシー料金と助成額との差額は本人の負担。	障害者:1,148人 要介護認定者: 600人
14	西尾市	○	市内に住所があり、世帯全体が75歳以上の方で介護保険の保険料所得段階が第1から第7段階の方。	身体1～3級、療育A・B、精神1・2級所持者	なし	高齢者:213人 障害者:658人
15	蒲郡市	○	蒲郡市に住民登録のある万70歳以上の方	年間24枚、初乗り、送迎料金を助成。	なし	高齢者:3,155人 障害者:549人
16	犬山市	○	85歳以上高齢者	身体障害1,2級、療育A、精神1級の手帳所持者で、自動車税の減免を受けていない人		高齢者1,197人 障害者261人

市町村名		実施	内容			2016年度の助成実績
			高齢者	障害者	要介護認定者	
17	常滑市	○		・身体1・2級を所持、・視覚、下肢、体幹機能障がい で身体障害者手帳3級を所持、 ・療育A、精神1級の手帳所持。		障害者 2,180人：延べ 利用件数を計上
18	江南市	○	85歳	身体1.2級または下肢・体幹3級、療育A判定、精神1級の方などに基本料金を助成しつつ48枚つづりを1冊交付。	なし	高齢者 1,070人 障がい者 824人
19	小牧市	○	—	身体1～3級、療育A・B、精神1・2級の方に、タクシー券(基本料金分)を年間48枚補助	小牧市に住所がありかつ居住する要介護3以上で居宅と医療機関又は在宅福祉サービス等の実施場所までの移動をリフト車もしくは寝台装着車により行った場合に1時間又は20kmを上限に利用料を年間12回まで助成。1時間又は20キロを超える部分は自己負担となる。	障害者：1,242人 要介護認定者：210人
20	稲沢市	○	対象外	身体1～3級、知的A・B判定、精神1・2級	対象外	2,572件
21	新城市	○	80歳以上独居、70歳以上のみの世帯で80歳以上※自家用車を所有市内世帯1回の乗車700円助成券使用、年間24枚まで。	身体障害者1～3級、療育手帳A・B判定、精神障害1～2級、※自動車税・軽自動車税の減免を受けている方を除く。1回の乗車700円助成券使用、年間24枚まで(ただし、週一回以上人工透析を受けている方は48回)まで	要介護4、5で自力歩行可能、ストレッチャー又は車いす使用の方。1回の乗車1,250円助成券使用、年間24枚まで	高齢者368人 障がい者138人 認定者20人
22	東海市	○	なし	福祉タクシー：身体障がい1・2級、又は3級で視覚、下肢、体幹機能障害のある方、療育手帳交付の方に年間24枚の助成券を交付(利用1回に付初乗り料金分、H28年度から1回の乗車に月2枚まで利用可能) リフト付き福祉タクシー 上記対象者のうち、常時が床・またはこれに準じる方・車いすを利用しており、リフト付き福祉タクシーを利用することが適当と認められる方。 内容：年間24枚の助成券を交付(利用1回に付初乗り料金分、1回の乗車につき1枚まで利用可能)	リフト付き福祉タクシー 対象者：要介護3.4.5に認定された65歳以上の方 内容：年間24枚の助成券を交付(利用1回に付初乗り料金分、1回の乗車につき1枚まで利用可能)	福祉タクシー：7,124件 リフト付き福祉タクシー：1,666件 要介護認定者：2,318件
23	大府市	○			要介護3・4・5の方にリフト付き福祉タクシー助成券を交付。月に2枚(年間24枚、1回当たり3,670円。)	要介護認定者：171人
24	知多市	○	満75歳以上で要介護認定を受けている方	身体、知的、精神の各障害者手帳所持者	満75歳以上の方	高齢者：899人 障害者：2,422人、要介護認定者：899人

市町村名		実施	内容			2016年度の助成実績
			高齢者	障害者	要介護認定者	
25	知立市	○			下記の①～④の全てに該当する人に、大型車4,400円、普通車3,450円(身体障害者手帳又は療育手帳所持者は大型車3,960円、普通車3,100円)の利用権を1年度内に36枚を上限に支給。①65歳以上の在宅の人②要介護1～5で、通常の自家用車や一般のタクシーを利用することが困難な人(ストレッチャー・車いす対応のタクシーを利用される人)③自動車税又は軽自動車税の減免を受けていない人④障害者福祉タクシー両君助成利用券の交付を受けていない人	要介護認定者81人(実利用数)
26	尾張旭市	○	80歳以上に基本料金(500円以内)を助成。	障害者手帳:身体1.2級及び下肢体幹3級、精神1級療育A.B判定		高齢者 32,684人 障害者 延べ 5,592人
27	高浜市	○		身体1～3級 療育A・B 精神1～2級所持者を対象。基本料金とお迎え料金。ただし自動車税、軽自動車税の減免を受けている場合を除く		194人
28	岩倉市	○	市内在住の85歳以上/65歳以上のケアマネから必要とされた人	①身体障害者手帳1・2級・3級の主たる障害が視覚、下肢もしくは体幹障がい whichever、②療育手帳A判定の知的障害者、③精神障害者保健福祉手帳1級	在宅で要介護4.5(リフトタクシー)	高齢者708人 障害者390人 要介護認定者48人
29	豊明市	○			65歳以上非課税世帯	191人
30	日進市	○	実施していない	身体1～3級、療育A・B、精神1・2級の方	医療機関への通院及び入退院や、福祉施設への通所及び入退所等の差異、ストレッチャー装備車・リフト付き車両等を利用した場合の利用料を助成する	障がい者737人 要介護認定者:のべ506人
31	田原市	○	70歳以上 500円×12枚=6,000円	1・2級の下肢・体幹・視覚障がい者及び1級の内部障がい者、A判定の知的障がい者、1級の精神障がい者 500円×12枚×2回=12,000円		高齢者 2,552人 障がい者 136人
32	愛西市	○	65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上のみ世帯			高齢者 1,643人
33	清須市	○	なし	身体1～3級、療育A・B、精神1・2級。	なし	
34	北名古屋	○	満85歳以上のかた、及び満85歳になられる方	記載無し	なし	高齢者 820人

市町村名		実施	内容			2016年度 の助成実績
			高齢者	障害者	要介護認定者	
35	弥富市	○		<p>●心身障害者福祉タクシー料金助成事業●</p> <p>【対象者】身体障がい者手帳1級～3級の方、療育手帳A・B判定の方、精神障がい者保健福祉手帳1・2級の方(施設入所者、自動車税または軽自動車税の減免を受けている方は除く)</p> <p>【交付枚数】年間48枚(チケット(助成額等)一般タクシー:1回の乗車につき2枚まで。リフト付きタクシー:1回の乗車につき1枚。(助成額)一般タクシー:1枚目、基本料金(障がい者割引分を控除した額)及び迎車回送料金。2枚目、基本料金(障がい者割引分を控除した額)相当分まで。リフト付きタクシー:車椅子1,500円、ストレッチャー2,000円</p>	<p>【弥富市高齢者等福祉タクシー料金助成事業】</p> <p>(対象者)</p> <p>市内に住所を有する在宅の方で、介護保険法による要介護認定又は要支援認定を受けた方及び基本チェックリスト該当者</p> <p>(助成内容)</p> <p>チケット(利用券)交付方式(利用券の交付枚数)</p> <p>利用券の交付枚数は、年間24枚</p> <p>(助成金の額)</p> <p>利用券による助成金の額は、基本料金及び迎車回送料金に相当する額とする。</p>	<p>障害者 434人</p> <p>認定者 646人</p>
36	みよし市	○	なし	している	なし	294人
37	あま市	×				
38	長久手市	○		身体1～3級、(3級は下肢・体幹のみ)、療育A・B、精神1～2級の方に年間52枚の助成券を交付。1乗車1枚上限650円を助成		383人
39	東郷町	○	75歳以上のひとり暮らしの方又は75歳以上のみの世帯の方のうち、自家用車などの交通手段がなく、隣地等に自家用車を持つ親族がいない方で市町村民税非課税世帯に属する方を対象に、タクシー料金助成利用券(1回の利用限度額500円)を年間24枚まで交付。	身体障害1～3級、療育A、B判定及び精神障害1、2級の所持者。		高齢者:149人、 障がい者:延べ608人
40	豊山町	○		身体・精神手帳1～3級、療育手帳A・B判定	要支援・要介護認定者を対象に基本料金を補助	障がい者:のべ利用者数255人 要介護認定者:のべ利用者数755人
41	大口町	○	80歳以上で町県民税非課税者、または、75歳以上の単身・高齢者世帯の方。	障がい部位が視覚・聴覚・肝臓機能、呼吸器・腎臓機能・下肢・体幹不自由または脳原性機能障害の中の移動機能障がいであり総合判定で1～2級、療育A、特定疾患医療受給者票保持者、かつ前年度の町県民税の所得が200万円未満	町県民税非課税のかたで要介護認定をうけた方。	高齢者467人 認定者20人

市町村名		実施	内容			2016年度の助成実績
			高齢者	障害者	要介護認定者	
42	扶桑町	○	(対象者)80歳以上の高齢者 ・1年間のタクシー利用回数が36回を超えない範囲において、1回の利用について基本料金が相当する額を助成する。 ・満80歳以上の者で介護保険法の要介護者及び要支援者に該当すると認められた者は、1度に限りさらに利用回数が24回を超えない範囲で助成する。	(対象者) ・身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害程度が1級から4級の者 ・療育手帳の交付を受けている者で、その障害程度がA又はBの者 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、1級又は2級の者 (助成内容) ・1年間のタクシー利用回数が36回を超えない範囲において、1回の利用について基本料金が相当する額を助成する。 ・身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害程度が1級から4級の者のうち、下肢障害、体幹障害及び視覚障害を有する者は、1度に限りさらに利用回数が24回を超えない範囲で助成する。	(対象者) 満40歳から満80歳未満の者で介護保険法の要介護者及び要支援者に該当すると認められた者。 (助成内容) 1年間のタクシー利用回数が36回を超えない範囲において、1回の利用について基本料金が相当する額を助成する。	高齢者2,449人 障害者600人 要介護認定者281人
43	大治町	×				
44	蟹江町	○	なし	身体障害者手帳1・2・3級又は療育手帳A・B対象。初乗料金とお迎え料金を支給	なし	393人
45	飛島村	○	独居、高齢者のみ世帯	身体1～3級、療育A・B、精神手帳交付者	要介護・要支援認定者。	高齢者28人 障害者37人 要介護認定者35人
46	阿久比町	○	70歳以上の高齢者へ初乗り料金を助成。助成券は年間30枚。	身体1.2級。療育A・B。精神1.2級。初乗り料金、助成券年間30枚。		高齢者2,202人 障がい者155人
47	東浦町	○	なし	身体1.2級。療育A・B判定対象	要介護3以上在宅高齢者。リフト付きタクシー(3,640円)24枚/年。	障害者延べ447人 認定者延べ836人
48	南知多町	○		重度の身体・知的・精神障害者の方に基本料金補助券を年間24枚交付		交付数93人
49	美浜町	○	運転免許証を持っていない70歳以上の方	記入無し	なし	高齢者延べ2,331回
50	武豊町	○	なし	身障手帳1～2級、療育手帳A・B、精神障害福祉保健福祉手帳1・2級所持者に基本料金を助成	なし	143人
51	幸田町	○	なし	身障3級以上 療育B判定以上 精神2級以上	なし	371人
52	設楽町	○	要支援・要介護認定者	障害者手帳所持者	要介護認定者	延べ1,319人
53	東栄町	○		身体1～3級、療育A・B、精神1・2級	要介護認定1～5	障害者61人 要介護認定者57人
54	豊根村	○	65歳以上の交通弱者	腎臓機能障害による身体障害者手帳または特定疾病療養受療証及び精神手帳保持者		高齢者0人 障害者2人